

学校いじめ防止基本方針



令和元年 5月 改訂

白山市立北辰中学校

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| I いじめ問題に関する基本的な考え方 | 2 |
| 1 いじめとは | |
| 2 いじめの基本認識 | |
| II 未然防止 | 3 |
| 1 わかる授業づくりをすすめる | |
| ①すべての生徒が参加・活躍できる授業をめざして工夫する | |
| ②授業改善を進める | |
| 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには | |
| ①教師の姿勢 | |
| ②友人関係、集団づくり、社会性の育成 | |
| ③居場所づくり | |
| 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには | |
| ①人権教育の充実 | |
| ②道徳教育の充実 | |
| 4 保護者や地域の方への働きかけ | |
| III 早期発見 | 5 |
| 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには | |
| ①生徒の立場を考える | |
| ②生徒を共感的に理解する | |
| 2 いじめの態様 | |
| 3 いじめが見えにくいのは | |
| 4 早期発見のための手だて | |
| 5 相談しやすい環境づくりをすすめるために | |
| IV 早期対応 | 7 |
| 1 いじめ発見時の緊急対応 | |
| 2 いじめが起きた場合の対応 | |
| 3 対策後 | |
| 4 「学校いじめ対策組織」の設置 | |
| V ネット上のいじめへの対応 | 10 |
| 1 未然防止のためには | |
| VI 重大事態への対応 | 11 |
| VII いじめ対応の年間計画 | 12 |

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始めていく必要がある。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- ・ いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進法第22条」の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・ 上記の「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

1 わかる授業づくりを進める

① すべての生徒が参加・活躍できる授業をめざして工夫する

生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごとや人に負けたくないという過度の競争意識、そして勉強にまつわる嫌なできごとである。生徒が学校で過ごす中で一番長い時間である授業が生徒のストレスになっていかなないように、一人一人の生徒が存在感を感じられる、わかる授業づくりを進めていく。

② 授業改善を進める

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をめざして、互いの授業を参観するなど、授業研究を行う。また、授業規律を高めていく。例えば、チャイムスタートや授業をうける姿勢、発表の仕方や聞き方など、どの授業においても共通の指導をすることが大切である。あってはならないことであるが、教師の不適切や認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするので要注意である。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

① 教師の姿勢

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子供達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 友人関係、集団づくり、社会性の育成

他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら「絆づくり」を進め、他の人の役にたっている、他の人から認められているといった「自己有用感」を獲得していくことで、他者を認めたり大切にしたりすることができるようになる。

③ 居場所づくり

学級や学年、学校が生徒の居場所になるようにしていくことが大切である。ただ単に「居心地がよい」のではなく、様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感が重要となる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討したうえで、意図的・計画的に実践することが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者懇談会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年便りなどによる広報活動を積極的に行うことも大切である。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。同時に、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築していく。

Ⅲ 早期発見

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒の立場を考える

一人一人を人格のある人間として向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場を考え、生徒を守るという姿勢を持つ。

② 生徒を共感的に理解する

生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2 いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一人のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

- いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

- ネット上のいじめはもっとも見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて

共通理解 ～全職員で共通の理解を持って～

全ての教職員の共通理解を図るため、毎年年度当初に、いじめの問題に関する校内研修を実施する。これにより、いじめに対する認識や、発見した際の対応について職員全体で迅速かつ協同的に行えるようにする。

日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休みなどの生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを当たり前にし、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に効果を高める。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなどの情報を収集し、学級や学年内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるのかを把握する必要がある。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

ダイアリーの活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

生徒が毎日記入している北辰ダイアリーにコメントを記入することにより、担任と生徒・保護者の信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、学年会や生徒指導部会とも連携を図り、迅速に対応する。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子供達の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な個人懇談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備する。本校では、学期に1回ずつ期末テスト前の部活動停止期間を主に利用して、担任との個人懇談を実施している。普段は、相談ポストを設置しており、いつでもどの教職員やスクールカウンセラーの先生とでも懇談できる体制を整えている。

いじめ実態アンケート ～アンケートは実施時の配慮が重要である～

月1アンケートとして、毎月第1火曜日の朝読書の時間を利用して行っている。アンケートは「いじめアンケート」「学校生活アンケート」「教育相談アンケート」の3種類を時期に応じて計画的に実施している。実施方法については記名、無記名などアンケートの種類に応じて工夫し、静かな雰囲気の中で行い、教師が一人一人のアンケートを集めるなど、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整えている。また、アンケートを行うのはあ

くまでも早期発見の手だての一つであり、本校にも「いじめがある」という認識を日頃から忘れないようにするための手だての一つでもある。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

本人からの訴えには

○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考え施す。保健室や相談室などの一時的に危険を回避する時間や場所の提供も考慮し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

周りの生徒からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。

○「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信源は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

○問題が起こった時だけ連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になる所など、機会をみつけて学校の様子について連絡しておく。

○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接するようにする。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

○いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場

合は、他の生徒の目に触れないように場所・時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。

○いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃活動、放課後などにおいても教職員の目の届く体制を整える。

事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめられている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員（学年主任・担任・副担任・生指担当など）で行い、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教職員で対応し、管理職などの指示のもとに教職員間の連携と情報共有を確実にを行う。

○把握した事実は速やかにいじめ問題対策チーム(のメンバー)に報告、相談する。

※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法違反と成り得る。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか?【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか?【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?【期間】

要注意

生徒の個人情報はその取り扱いに十分注意

2 いじめが起きた場合の対応

いじめられた生徒に対して

○生徒に対して

- ・事実関係を正しく把握することが必要であり、冷静にじっくりと子供の気持ちを受容し、共感的に受けとめ、心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、安心させる。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者と懇談し、事実関係を丁寧に伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での変化を気にかけてもらい、どのような些細なことでも相談してもらえるように伝える。

いじめた生徒に対して

○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応とねばり強い指導を継続して行う。そのうえで、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人として絶対に許されない行為であることを理解させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を要請する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的に助言する。
- ・加害生徒の成長支援の観点を指導方針に据えて、保護者と連携し、指導していく。

周りの生徒たちに対して

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

3 対応後

- ・いじめは単に加害者の謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4 「学校いじめ対策組織」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。

○構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育担当、教育相談員、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー、ソーシャルスクールワーカー

○機能・役割

- ・いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・「いじめ防止基本方針」の策定ならびに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- ・家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- ・スクールカウンセラーなど関係機関と連携しいじめ問題への対応
- ・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- ・基本方針の策定から3年をめぐりに見直しを検討する。

V ネット上のいじめへの対応

近年、電子情報端末機器の普及に伴い、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、未然防止に努める必要がある。また、生徒に対して適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

1 未然防止のためには

保護者に伝えたいこと

《未然防止の観点から》

- 生徒が使用するパソコンや音楽プレーヤーなどを管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと。

○インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

○「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

《早期発見の観点から》

○家庭では、メールなどを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化を見逃さないようにする。

VI 重大事態への対応

○重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委を通じて市長へ事態発生について報告する。

○個別案件対応班による調査

・学校又は市教委は、いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校又は市教委の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

○調査結果の報告

- ・学校または市教委が調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及び、その保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・学校から報告を受けた市教委は、調査結果を市長に報告する。
- ・学校は重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

VII いじめ対応の年間計画

| 月 | 取 組 内 容 |
|-----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ基本方針」の確認 ・「学校いじめ基本方針」のHPへの掲載 ・毎朝の「クラス毎挨拶運動」スタート ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめアンケート」実施（記名式） ・QUアンケートの実施 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「生活アンケート」実施（記名式） ・QUアンケートの結果分析 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教育相談アンケート」実施（記名式） ・全校生徒対象の個人懇談 ・全校生徒対象の「SNSに関する講演会」実施 ・1年生対象の「ピアキッズスクール」実施 ・全校保護者対象の「北辰懇談会」実施 ・夏季休業中の注意事項の確認 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒の様子」の確認（登校日2回．月一回の職員会議） ・校外巡視活動（教職員．PTA） |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめアンケート」実施（記名式） ・運動会（練習．本番）での様子確認 ・第1回「いじめ対応アドバイザー」による研修会 ・前期学校評価 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「生活アンケート」実施（記名式） ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教育相談アンケート」実施（記名式） ・文化発表会（練習．本番）での様子確認・QUアンケートの実施 ・QUアンケートの実施 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回「いじめアンケート」実施（記名式） ・QUアンケートの結果分析 ・第2回「いじめ対応アドバイザー」による研修会 ・全校生徒対象の個人懇談 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回「生活アンケート」実施（記名式） ・新入生保護者対応の「SNSに関する講演会」実施 ・次年度に向けた取り組み計画 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教育相談アンケート」実施（記名式） ・第3回「いじめ対応アドバイザー」による研修会 ・次年度に向けた取り組み計画 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回「いじめアンケート」実施（記名式） ・後期学校評価 ・次年度に向けた取り組み計画 ・「生徒の様子」の確認（週一回の教育相談部会．月一回の職員会議） |

